

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600294号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600129号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

A社から、平成25年12月27日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

厚生年金保険料が控除されていた証拠として、請求期間の賞与支給明細書(写)及び預金通帳(写)を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書(写)及び預金通帳(写)並びにA社から提出された請求者に係る貸金台帳(写)から、請求者は、請求期間において、200万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の3第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、「請求者は、社会保険関係の事務には関与していなかった。」と回答しており、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月27日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届

を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600275 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1600032 号

第1 結論

平成 14 年 4 月から同年 10 月までの請求期間及び平成 15 年 4 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から同年 10 月まで
② 平成 15 年 4 月から同年 10 月まで

私は、20 歳になった平成 13 年*月当時、学生であったため、国民年金の加入手続と同時期に学生納付特例の申請を A 区役所にはがきを郵送することにより行った。

その後、請求期間①については平成 14 年 3 月頃に、請求期間②については平成 15 年 3 月頃に、A 区役所から学生納付特例の申請用のはがきを送られてきたので、はがきに必要事項を記入し、いずれの期間も遅くとも 4 月までには同区役所に返送して、学生納付特例の申請を行った。

学生納付特例の申請を行ったにもかかわらず、請求期間①及び②が未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②を含む平成 14 年度及び平成 15 年度の学生納付特例に係る申請について、申請書ははがき形式であり、当該申請に当たり添付書類を提出した記憶はない旨を陳述しているところ、年金事務所及び当該期間当時、請求者と同様に A 区に居住し、学生納付特例の承認を受けている複数の者の回答により、当該期間の A 区における学生納付特例の申請書ははがき形式ではなかったことがうかがえることや、当該期間当時は、学生納付特例の申請には学生証等の書類の添付が必要であったことから、請求者の主張とは符合せず、請求者の当該期間に係る学生納付特例の申請状況が不明である。

また、日本年金機構は、平成 14 年度及び平成 15 年度の国民年金保険料学生納付特例申請書については、保存期間経過のため保管していない旨を回答している上、A 区役所は、請求者が同区役所に提出した国民年金保険料学生納付特例申請書の受付状況等を確認できる資料を保

管していない旨を回答していることから、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②に係る学生納付特例の申請が行われたことを確認することができない。

さらに、請求期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い上、区役所及び社会保険事務所（当時）において、同一人の同一期間（4月から10月まで）について、事務処理を2年連続して誤るとも考えにくい。

加えて、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料も無く、ほかに当該期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。